

弥富市の在宅福祉サービス



きんちゃん和三ツ又池公園の「桜と芝桜の共演」

弥富市役所健康福祉部

介護高齢課

福祉課

児童課

保険年金課

令和6年4月発行

目 次

探してみよう使えるサービス（高齢者）	1
使えるサービス等一覧（障がい者）	2
介護サービスを利用するには	3
介護予防・生活支援サービスを利用するには	4
介護保険で受けられるサービス（居宅サービス）	5
介護保険で受けられるサービス（施設サービス）	9
介護保険で受けられるサービス（その他サービス）	10
給食サービス	11
緊急通報システム	12
寝具洗濯乾燥消毒サービス	14
高齢者日常生活用具購入費助成	15
高齢者等福祉タクシー料金助成	17
高齢者介護用品購入費助成	19
高齢者家族介護慰労金	20
ふれあい収集	21
ささえあいセンター事業	22
障害者総合支援法による制度（障がい福祉サービス）	23
障害者総合支援法による制度（地域生活支援事業）	26
障がい児通所サービス	28
補装具交付・貸与・修理	29
障がい者等日常生活用具給付、貸与	30
心身障がい者福祉タクシー料金助成	35
車椅子貸出	36
在宅重度身体障がい者訪問診査	37
心身障がい者扶助料	38
精神障がい者給付金	39
在宅重度障がい者手当	40
特別障がい者手当等	41
原子爆弾被爆者健康管理手当	43
児童に関する各種手当	44
ひとり親の方への各種支援	47
障がい者医療費助成制度	50
精神障がい者医療費助成制度	51
後期高齢者福祉医療費助成制度	52
成年後見制度について	53
障がい者基幹相談支援について	54
関係機関電話番号一覧表	56

探してみよう使えるサービス(高齢者)

◎制限無
▲制限有

65歳以上

YES

◎介護保険→ケアマネジャー→ケアプラン→介護サービスの利用……………P3～P10
◎介護予防・日常生活支援総合事業
一人暮らし
〔ホームヘルパー、デイサービス
ショートステイなど

YES

- ◎ 給食サービス …………… P11
- ◎ 緊急通報システム(課税状況により個人負担有) …………… P12
- ◎ 寝具洗濯乾燥消毒サービス(課税状況により個人負担有) …………… P14
- ▲ 日常生活用具購入費助成(課税状況により個人負担有) …………… P15、P16
- ▲ 高齢者等福祉タクシー料金助成(介護要件等有) …………… P17、P18
- ▲ 介護用品購入費助成(課税状況・介護要件有) …………… P19
- ▲ ふれあい収集(介護・障がい要件有) …………… P21

NO

高齢者のみ

YES

- ◎ 給食サービス …………… P11
- ▲ 緊急通報システム …………… P12
(課税状況により個人負担有、介護要件有)
- ▲ 寝具洗濯乾燥消毒サービス …………… P14
(課税状況により個人負担有、介護・障がい者要件有)
- ▲ 日常生活用具購入費助成支給 …………… P15、P16
(課税状況により個人負担有)
- ▲ 高齢者等福祉タクシー料金助成(介護要件有) …………… P17、P18
- ▲ 介護用品購入費助成(課税状況・介護要件有) …………… P19
- ▲ 家族介護慰労金(課税状況・介護要件有) …………… P20
- ▲ ふれあい収集(介護・障がい要件有) …………… P21

NO

介護認定

YES

- ◎ 高齢者等福祉タクシー料金助成 …………… P17、P18
- ▲ 介護用品購入費助成 …………… P19
(課税状況・介護要件有)
- ▲ 家族介護慰労金 …………… P20
(課税状況・介護要件有)

NO

NO

40歳以上で
特定疾病※

YES

NO

※特定疾病…初老期における認知症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、多系統萎縮症、早老症、脊髄小脳変性症、関節リウマチ、脊柱管狭窄症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病性神経障害・腎症・網膜症、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、進行性核上性麻痺、末期がん

※(制度外事業)弥富市ささえあいセンター事業……………P22

使えるサービス等一覧(障がい者)

障がい者・児 (身体・知的・精神障がい、発達障がい、難病患者等)

障がい福祉サービス	P23～25
地域生活支援事業	P26、P27
障がい児通所サービス	P28

身体障がい者手帳・療育手帳

給食サービス	P11
緊急通報システム	P12
寝具洗濯乾燥消毒サービス	P14
ふれあい収集	P21
地域生活支援事業	P26、P27
障がい児通所サービス	P28
補装具交付、貸与、修理(身体)	P29
障がい者等日常生活用具給付、貸与	P29～P33
心身障がい者福祉タクシー料金助成	P35
車椅子貸出	P36
心身障がい者扶助料	P38
在宅重度障がい者手当	P40
特別障がい者手当等	P41、P42

精神障がい者保健福祉手帳

給食サービス	P11
ふれあい収集	P21
地域生活支援事業	P26、P27
心身障がい者福祉タクシー料金助成	P35
精神障がい者給付金	P39

被爆者健康手帳

原子爆弾被爆者健康管理手当	P43
---------------	-----

その他

車椅子貸出	P36
在宅重度身体障がい者訪問診査	P37
※(制度外事業)弥富市ささえあいセンター事業	P22

介護サービスを利用するには

相談・申請

生活する上でなにか困ることが出てきたら、まず地域包括支援センターや介護高齢課に相談します。相談内容によって必要な介護サービスを利用する為に、要介護認定申請を行います。

申請については、本人のほか家族もできます。

(介護保険被保険者証及び健康保険証被保険者証が必要)

① 要介護・要支援認定を受ける場合

介護が必要な状態か調査します。

調査

認定調査

調査員が家庭等を訪問し、介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。

意見書

主治医が病気の状態などをまとめた医学的な見地の意見書。

コンピュータによる判定

どのくらいの介護が必要か審査します。

審査判定

介護認定審査会

コンピュータによる判定結果や主治医の意見書などをもとに介護審査会で決められます。

認定

認定を行い、その結果を通知します。

要支援1	日常生活にやや低下がみられる状態
要支援2	日常生活の一部に低下がみられる状態
要介護1	部分的介護を要する状態
要介護2	軽度の介護を要する状態
要介護3	中等度の介護を要する状態
要介護4	重度の介護を要する状態
要介護5	最重度の介護を要する状態
非該当	介護保険のサービスは受けられません。

サービス計画の作成

利用者の希望や状態に応じたサービス計画を作成します。

介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談すると、自分の希望や心身の状態や家庭の状況にあった、総合的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらうことができます。※ 介護サービス計画の作成には利用者負担はありません。

サービスの利用

介護サービスを利用する際には、サービス提供機関に費用の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）を支払うこととなります。☆「介護保険で受けられるサービス」（P5～P10）参照

介護予防・生活支援サービスを利用するには

相談

生活する上でなにか困ることが出てきたら、まず地域包括支援センターや介護高齢課に相談します。相談内容によって必要な介護予防・生活支援サービスを利用するために、基本チェックリストを受けます。

(介護保険被保険者証が必要)

② 基本チェックリストを受ける場合

基本チェックリスト

・・・25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していな

いかを調べます。

生活機能の低下がみられた方(事業対象者)は介護予防生活支援サービスを利用することができます。

生活機能の低下がみられた方

自立した生活が送れる方

【総合事業】

介護予防・生活支援サービス事業

(基本チェックリストに該当した方)

- ☆訪問型サービス(A型)
- ☆通所型サービス(A型、C型)
- ☆高齢者等福祉タクシー料金助成
- ☆生活支援サービス
(ささえあいセンター)
- ☆地域リハビリテーション活動支援事業

一般介護予防事業

(65歳以上のすべての高齢者)

- ☆元気塾
- ☆スマイル教室
- ☆脳若トレーニング教室
- ☆ふれあいサロン
- ☆認知症カフェ
- ☆生活支援塾^o-タ-養成研修

介護保険で受けられるサービス

居 宅 サ ー ビ ス

◇◇ 家庭を訪問してのサービス ◇◇

☆ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士やホームヘルパーが家庭を訪問して、日常生活の介護や家事などの身のまわりの援助をします。

☆ 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

☆ 訪問看護

保健師や看護師が家庭を訪問し、療養上必要な処置や診療の補助を行います。

☆ 訪問リハビリテーション

リハビリの専門家などが家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

☆ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、療養上の管理・指導を行います。



◇ 利用者負担は費用の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）です。

介護保険で受けられるサービス

居 宅 サ ー ビ ス

◇◇ 施設を利用してのサービス ◇◇

☆ 通所介護（デイサービス・日帰り介護）

老人デイサービスセンターなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。

☆ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

☆ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や老人短期入所施設などに短期入所し、日常生活の介護や必要に応じて機能訓練などが受けられます。

☆ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所し、看護、医学的管理のもとで介護や機能訓練、必要な医療、日常生活の介護などが受けられます。

☆ 認知症対応型通所介護

認知症の利用者がデイサービス等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などが受けられます。

☆ 地域密着型通所介護

定員18人以下の通所介護です。原則、利用者はサービス事業所のある市町村に住所がある住民に限られます

◇利用者負担は費用の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）です。

介護保険で受けられるサービス

居 宅 サ ー ビ ス

◇◇ 福祉用具や住宅改修など ◇◇

☆ 福祉用具の貸与

車椅子やベッドなどの福祉用具の貸与を受けることができます。

※要支援1、要支援2及び要介護1の方については、原則として一部レンタルできないものがあります。

☆ 特定福祉用具の購入

排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。

☆ 居宅介護住宅改修費の支給

家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。（上限額は20万円まで）

◇利用者負担は費用の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）です。

介護保険で受けられるサービス

居 宅 サ ー ビ ス

◇◇ その 他 ◇◇

☆ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

※ 要支援2、要介護者が対象です。

認知症のため介護を必要とする高齢者が、5～9人で共同生活を営む住居（グループホーム）において日常生活の介護などを行います。

☆ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどでも日常生活の介護などが受けられます。

◇利用者負担は費用の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）です。

☆ 高額介護サービス費

1割から3割の利用者負担が著しく高額になった場合には、上限を越えた分について、申請によりあとで市から支給されます。

☆ 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超え高額になった場合には、上限を越えた分について、申請によりあとで市から支給されます。

☆ 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談し、自分の希望や心身状態や家族の状況にあった、総合的な介護サービス（ケアプラン）を作成してもらうことができます。

※ 介護サービス計画の作成には利用者負担はありません。

介護保険で受けられるサービス

施設サービス

☆ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、家庭において介護を受けることが困難な方が入所する施設です。日常生活上必要な介護や必要に応じて機能訓練などのサービスを受けられます。（新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。）

☆ 介護老人保健施設

入院する必要がなく、病状の安定している方が家庭復帰をめざす施設です。看護や介護、リハビリを中心としたサービスを受けられます。（要支援の方は、施設サービスは利用できません。）

☆ 介護医療院

長期的な医療と介護の両方が必要な方のための施設です。医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを一体的に受けられます。（要支援の方は、施設サービスは利用できません。）

☆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、常に介護が必要で家庭において介護を受けることが困難な方が入所する施設です。日常生活上必要な介護や必要に応じて機能訓練などのサービスを受けられます。

（※新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。）

（※原則、利用者はサービス事業所のある市町村に住所がある住民に限られます。）

◇利用者負担は費用の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）です。

介護保険で受けられるサービス

その他サービス

☆ 高額介護サービス費

1割から3割の利用者負担が一定の上限額を越えた場合について、申請によりあとで市から支給されます。

☆ 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超え高額になった場合には、上限を越えた分について、申請によりあとで市から支給されます。

給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービス又は総合福祉センター内喫茶室における食事代の一部を助成します。

◆ 対象者

1. おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
2. 重度の障がい者のみの世帯の方
3. 高齢者と重度の障がい者のみの世帯の方

※重度の障がい者…身体障がい者手帳1級又は2級

療育手帳A判定

精神障がい者保健福祉手帳1級

◆ 事業内容 1または2を選択

1. 自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日（週7回まで）の昼食か夕食のいずれか1食のお弁当が自宅に配達されます。その際、配達業者に1食につき400円（令和6年5月まで）を支払ってください。

※令和6年6月より1食につき420円に変更となります。

2. 弥富市総合福祉センター・十四山総合福祉センターの喫茶室において食事などをするときにご利用券を使用

1カ月当たり800円分（200円×4枚）の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。

なお、1回に使用できる枚数は1枚（200円）ですので、差額分については各自負担してください。



- ◇ 実施方法については、自分で選ぶことができます。ただし、原則として年度内は変更することはできません。
- ◇ 自宅へお弁当を配達する際、市からの補助は1日1回のみです。

緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者及び身体障がい者等の急病、事故等の緊急事態に対処するため無線発信機（ペンダント）及び緊急通報用機器を貸与し、日常生活上の不安を軽減し、円滑な救助を受けることができます。

◆ 対象者

1. おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
2. 介護保険法の要介護認定を受けた方のうち要介護3から要介護5に該当する者と同居しているおおむね65歳以上の2人世帯の高齢者
3. ひとり暮らしの身体障がい者の方で1級から3級までの身体障がい者手帳を有する方
4. 療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級を有するものと同居しているおおむね65歳以上の2人世帯の高齢者

◆ 費用負担

1. 機器等の設置及び保守管理等に要する経費の一部を下記の階層区分により自己負担が必要になります。

世帯の階層区分		利用者負担額 (1ヶ月当り)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	当該年度分（4月から6月までの間にあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯	0円
C	当該年度分（4月から6月までの間にあつては、前年度分）の市町村民税の均等割の額のみ課税世帯〔所得割の額のない世帯〕	1,100円
D	当該年度分（4月から6月までの間にあつては、前年度分）の市町村民税の所得割の額のある世帯	2,200円

◆ 事業内容 1または2のサービスを選択できます

1. 電話回線を契約していない。

- ◇ 電話回線は不要でコンセントがあれば利用できます。
- ◇ 非常時は委託事業者の警備員が駆けつけ、安否確認を行い状態により救急車を手配します。
- ◇ 相談時は看護師駐在のヘルスセンターに連絡ができ、24時間体制で相談ができます。また、月に1度、ヘルスセンターより安否確認のための連絡が入ります。

2. NTTの加入電話契約あり。(光回線不可)

【※新規設置は行っていない】

- ◇ NTTの機種を選択される場合は、回線に係る基本料金ダイヤル通話料等自己負担になります。
- ◇ 非常時は消防署へ連絡が入ります。
- ◇ 相談ボタンを押した場合は、弥富市包括支援センターへつながります。

※設置機種写真

【機種本体写真】



【無線発信機（ペンダント）】



寝具洗濯乾燥消毒サービス

在宅で寝具の衛生管理等が困難な要介護高齢者の方及び重度身体障がい者の方に対し、寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

◆ 対象者

1. おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
2. 介護保険法の要介護認定を受けた方のうち要介護3から要介護5に該当する方
3. 1級又は2級の身体障がい者手帳を有する方

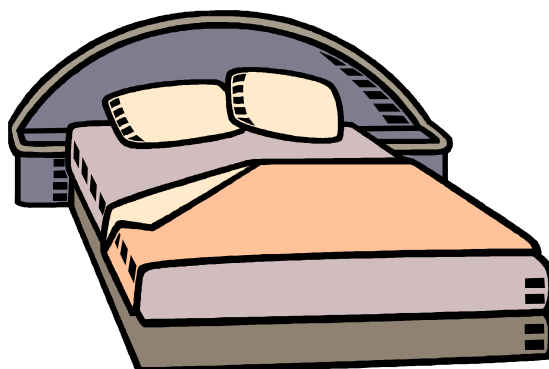
◆ 実施方法

年2回（8月、12月）
1回につき寝具4枚までです。



◆ 利用者負担（1回当たり）

世帯の前年度分市民税に応じて0円～300円負担していただきます。



高齢者日常生活用具購入費助成

ひとり暮らし高齢者等の生活の利便を図るため、次のような日常生活用具の購入費を助成します。

◆ 利用者負担

世帯の前年分の所得に応じて、一部自己負担があります。

◆ 用具の種類

種 目	対 象 者	性 能
電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること
火災警報器	おおむね65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し得るものであること。（既設住宅に限る）
自動消火器	同 上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。（既設住宅に限る）

◆ 助成限度額

種 目	助 成 限 度 額
電磁調理器	41,000円
火災警報器	15,500円
自動消火器	28,700円

◆ 利用者負担額

世 帯 の 階 層 区 分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	前年所得税非課税世帯	0円
C	前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	前年所得税課税年額が30,001円以上の世帯	全 額



高齢者等福祉タクシー料金助成

要介護・要支援認定をお持ちの方等の対象者に該当する方が外出の際に指定されたタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

◆ 対象者

- ① 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者の者（総合事業対象者の方）
- ③ 75歳以上の運転免許返納者

運転経歴証明書の所持者（証明書交付翌々年度末まで）

ただし、下記に該当する方は利用できません。

- ① 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・障がい者支援施設等に入所している方
- ② 心身障がい者福祉タクシー料金助成券の交付を受けている方
- ③ 自動車税や軽自動車税の減免を受けている方

◆ 利用券の交付枚数：年間36枚

◆ 利用券の可能枚数：1回の乗車につき2枚まで

◆ 助成料金：利用券1枚目：基本料金及び迎車回送料金
2枚目：基本料金相当分以内の額

◆ 利用できるタクシー会社

【一般タクシー】

会社名	電話
シバタタクシー	(0567) 67-0161
名古屋近鉄タクシー	【弥富・蟹江地区】 (0570) 04-3833
	【名古屋地区】 (0570) 04-8881
つばめタクシーグループ	(052) 203-1212
フジタクシーグループ	(052) 502-1155
東海交通	(052) 321-5456
鯨第一交通	(052) 912-3456

【リフト付きタクシー等（福祉車両）】 ※要予約

会社名	電話	会社名	電話
つばめタクシーグループ	(052) 203-1212	ライフサポート輝	090-3588-3677
三協福祉サービス	(052) 364-6301	おおきなお世話	(0586) 82-1033
福祉タクシーさわやか	(0567) 26-3076	ODEKAKE	(0567) 69-6266
福祉タクシーたんぽぽ	070-4148-6557	介護タクシーハピネス	090-3457-0033
ひまわりステーション	(0567) 52-0910	ピーチ福祉タクシー	070-1672-0223
福祉タクシーまはろ	(0567) 26-7146	介護タクシーまんてん	090-4401-5451
しんご福祉タクシー	080-5158-3606	介護タクシーそわか	090-2576-5518
福祉タクシーあやめ	0120-66-1317	福祉タクシーうたたね	070-8959-3772
介護タクシーあいさい	(0567) 69-5014	春風	090-5857-4278
弥栄福祉輸送	090-8866-9041	コトー介護タクシー	052-671-3052
福祉タクシー寛房	090-8151-9620	オリーブCM	080-6952-4005
あんじゅ介護福祉タクシー	052-888-8806	アタゴ福祉タクシー	090-8335-3960
介護タクシーよつば	090-1270-9997		

※基本料金はタクシー会社によって異なりますので、詳しくはタクシー会社へお問い合わせください。

※タクシー会社によっては、市内への迎車が出来ない場合がありますので、詳しくはタクシー会社へお問い合わせください。

高齢者介護用品購入費助成

要介護高齢者の介護用品の購入に要する経費の一部を助成します。

◆ 対象者

介護保険法の要介護認定を受けた方のうち要介護4又は要介護5に該当する市民税非課税世帯に属する者

◆ 助成限度額

申請年度1人当たり 1月5,000円

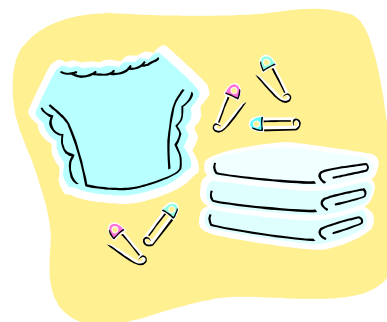
(限度額を下回った場合は、その額を助成額とします。)

※1月当たりの利用残額を繰り越すことはできません。

◆ 助成対象介護用品

対象者が使用する下記の介護用品とする。

1. 紙おむつ
2. 紙パンツ
3. 尿取りパット
4. 使い捨て介護用シート
5. 使い捨て手袋
6. 清拭剤
7. ドライシャンプー
8. 口腔ケアシート



◆ 助成制限

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・救護施設・障がい者支援施設に入所している方には助成できません。

高齢者家族介護慰労金

要介護高齢者の介護を行っている家族の介護者に対し、慰労金を支給します。

◆ 対象者

市内に住所を有する在宅の者で、次のいずれにも該当する方を介護している同居の家族等

1. 介護保険法の要介護認定を受けた方のうち要介護4又は要介護5に該当する市民税非課税世帯に属する者
2. 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者
(年間当たり7日までの短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用を除く。)
3. 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・救護施設・障がい者支援施設に入所していない者

◆ 支給額

申請年度1人当たり 100,000円



ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者の方及び障がい者に対し、ごみ等の収集の支援を行います。

◆ 対象者

親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でごみ等を搬出することが困難である者とする。

- (1) 高齢者 介護保険の要介護認定を受けている別表に示すもののみの世帯の者
- (2) 障がい者 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所有者で別表に示すもののみの世帯の者
- (3) その他 上記に準ずる別表に示す世帯の者

別表

種 類		ふれあい収集対象者の要件
高 齢 者		要介護認定の要介護1以上で、ヘルパーやデイサービスの介護サービスを受けている者
障 が い 者	身体障がい者	身体障がい者手帳の障がいの種類及び等級 1 肢体不自由1級・2級・3級 2 視覚障がい1級・2級・3級
	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳1級・2級
	知的障がい者	療育手帳 A判定・B判定
そ の 他		1 上記の方のみの世帯 2 市長が認めた方

ささえあいセンター事業

利用会員（生活の援助を受けたい者）と協力会員（生活の援助ができる者）が助け合う事業です。

◆ 対象者

《利用会員》

弥富市在住で、介護保険認定申請中又は認定を受けた者、基本チェックリストでサービスが必要と認められた者、障がいを持つ者等で、生活の援助を受けたい者

《協力会員》

20歳以上の心身ともに健康で積極的に活動を行うことができる者

◆ 事業内容

通院の付添い、話し相手、デイサービス等への送り出し及び出迎え、家事のお手伝い、買い物支援サービス（自宅からスーパーまでの送迎付き）など

◆ 利用料

活動日	活動時間帯	利用料 (1時間当たり)
平日（月曜日から金曜日まで）	午前8時から午後5時まで	700円
	上記以外の時間（協力会員対応可能時間）	800円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 (協力会員対応可能時間)		800円
ゴミ出し援助サービス		100円 (1回当たり)

◆ 申し込み先

弥富市ささえあいセンター

〒498-0021 弥富市鯛浦町上本田95番地1

(弥富市総合福祉センター内)

TEL (0567) 43-4165 (直通)

TEL (0567) 65-8103 (福祉センター)

障害者総合支援法による制度

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方（身体・知的・精神・難病等）が自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい福祉サービスに係る給付を行います。

自立支援給付(障がい福祉サービス)

障がい福祉サービスには、生活上または療養上必要な介護を行う『介護給付』と身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う『訓練等給付』があります。

◆ 対象者

身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等

◆ 自己負担

障がい福祉サービス費用の原則1割が自己負担になります。（ただし、負担上限月額の設定や軽減措置があります。）

	サービス名称	概 要
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄及び食事などの介護を行う身体介護と、洗濯、掃除及び買い物などを行う家事援助があります。また、通院などの際の付き添いを行う通院等介助があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に自宅で入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動支援を総合的にを行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方の外出時に、危険を回避するために必要な支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護者が介護できないときなどに、施設で短期間(夜間も含む。)入浴、排泄、食事等の介護を行います。
	療養介護	病院で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、障がい者支援施設において、日中、入浴、食事等の介護を行うとともに、創作活動、生産活動の機会を提供します。	

	施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、食事等の介護を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間に渡り、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上の訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために、必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じたときに、生活面の課題を把握するとともに、企業や関連機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。なお、介護を必要とする方へは、入浴や食事などの介護を行います。

◆ 障がい福祉サービスの利用の方法

【障がい者(18歳以上)の場合】

《申請》

福祉課で支給の申請を行なってください。「介護給付」及び「訓練等給付」(共同生活援助で介護を必要とする方に限る。)の支給を希望する場合、申請後、市役所から主治医に医師意見書の作成を依頼します。

《認定調査》

支給認定を行うための聴き取り調査を行います。申請後、調査員から聴き取り調査を行う日時、場所などの調整の連絡が入ります。基本的には、自宅又はご本人が日中活動を行なっているところで聴き取り調査を行ないます。

《審査会(障がい支援区分の認定に関する審査会)》

「介護給付」及び「訓練等給付」(共同生活援助で介護を必要とする方に限る。)の利用を希望する方は、医師の意見書と聴き取り調査の結果を用い、障がい支援区分認定審査会で障がい支援区分を決定します。

《判定結果通知と支給決定》

支給決定を受けた方には、サービスの量が決定された「障がい福祉サービス受給者証」をお渡しします。この受給者証は、サービス提供事業者との契約や、サービスを利用する際に必要ですので、大切に保管してください。

なお、障がい支援区分によっては利用できないサービスがあります。

《サービスの利用契約と費用負担》

受給者証に記載されたサービスを利用することができますので、障がい福祉サービス事業者とサービス利用契約を結んでください。サービスを利用したときには、サービス単価の1割分を障がい福祉サービス提供事業者にお支払いください。残りの9割分は障がい福祉サービス提供事業者が市役所に請求を行います。

【障がい児(18歳未満)の場合】

《申請》

福祉課で支給の申請を行なってください。

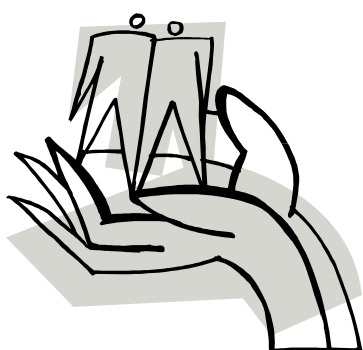
申請時に5領域11項目の調査票をご記入いただき、合わせて窓口で聴き取り調査を行います。(聴き取り調査は、場合によっては自宅訪問にて行うことがあります。)

《支給決定》

支給決定を受けた方には、サービスの量が決定された「障がい福祉サービス受給者証」をお渡しします。この受給者証は、サービス提供事業者との契約や、サービスを利用する際に必要ですので、大切に保管してください。

《サービスの利用契約と費用負担》

受給者証に記載されたサービスを利用することができますので、障がい福祉サービス事業者とサービス利用契約を結んでください。サービスを利用したときには、サービス単価の1割分を障がい福祉サービス提供事業者にお支払いください。残りの9割分は障がい福祉サービス提供事業者が市役所に請求を行います。



地域生活支援事業

障害者総合支援法に定められた相談支援やコミュニケーション支援などの「地域生活支援事業」の内容は、次のとおりです。

事業	内 容	対 象 者
相談支援事業	<p>障がい等を有する方やその家族などからの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言などを行います。</p> <p>【相談支援事業所】</p> <p>《身体・知的・精神》 弥富市社会福祉協議会なでしこ (0567) 65-3724</p> <p>《身体・知的》愛厚弥富の里 (0567) 68-4322</p> <p>《障がい児》愛知県青い鳥医療療育センター (052) 501-4079</p> <p>《身体・知的・精神》 風の子相談支援事業所 (0567) 69-6020</p>	障がい等を有する方やその家族の方、障がい者等の介護を行う方など
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚、音声機能、言語機能の障がい等のある方に無料で手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	聴覚、音声機能、言語機能に障がい等を有する方及び聴覚、音声機能、言語機能に障がい等を有する方とコミュニケーションが必要な方
日常生活用具給付等事業	<p>身体・知的に障がい等を有する方に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。</p> <p><用具の種類> 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ ストーマ装具・頭部保護帽など</p> <p>◎利用者負担 かかる費用の1割</p>	<p>身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方、難病患者等</p> <p>※ 日常生活用具の種類により対象者が異なります。</p>



移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい等のある方に、円滑に外出ができるように移動支援を行ないます。 ◎利用者負担 かかる費用の1割	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方、発達障がいの方、高次脳機能障がいの方、難病患者等 ※ 知的障がいの方は、療育手帳がなくてもご利用いただけます。ただし、知的障がい者更生相談所、児童相談所での判定が必要となります。
地域活動支援センター事業	障がい等を有する方に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行ないます。 ◎利用者負担 かかる費用の1割	※ 知的障がいの方は、療育手帳がなくてもご利用いただけます。ただし、知的障がい者更生相談所、児童相談所での判定が必要となります。 ※ 介護給付に伴う事業が優先となります。
日中一時支援事業	障がい等のある方の日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息の時間や就労の時間を確保する目的で利用できます。 ◎利用者負担 かかる費用の1割	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方、発達障がいの方、高次脳機能障がいの方、難病患者等 ※ 知的障がいの方は、療育手帳がなくてもご利用いただけます。ただし、知的障がい者更生相談所、児童相談所での判定が必要となります。
移動入浴サービス事業	家庭において自力又は家族のみでの入浴が困難な重度身体障がい児・者または難病患者等の方に対して移動入浴車を派遣します。 <利用回数> 週2回以内 ◎利用者負担 かかる費用の1割	身体障がい者手帳1級又は2級（下肢障がい・体幹障がい）または難病患者等で、医師が入浴を適当と認めた方
身体障がい者用自動車改造助成事業	身体障がい等を有する方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。 <限度額> 100,000円 ※ 改造前に助成の申請が必要です。	身体障がい者手帳を有している方または難病患者等で、道路交通法第91条に規定する「免許の条件」を付された方で、就労・通院・通学などに伴い自らが所有し、かつ運転する自動車の操向装置、駆動装置などの一部を改造する必要がある方 ※ 所得制限があります。
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい等を有する方が就労等に伴い自動車運転免許を取得するため、自動車教習所において教習を受けるのに必要な経費の一部を助成します。 <限度額> 100,000円	身体障がい者手帳を有している方または難病患者等で、道路交通法第88条に規定する免許の欠格事項に該当せず、かつ道路交通法施行規則第23条による運転適性試験に合格した方

障がい児通所サービス

児童福祉法に基づき、障がい児の生活能力の向上のために、障がい児通所サービスに係る給付を行います。

◆ 対象者

18歳未満の障がい児

サービス名称	概要
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

◆ 申請

福祉課で支給の申請を行なってください。

申請時に5領域11項目の調査票をご記入いただき、合わせて窓口で聴き取り調査を行います。(聴き取り調査は、場合によっては自宅訪問にて行うことがあります。)

◆ 支給決定

支給決定を受けた方には、サービスの量が決定された「障がい福祉サービス受給者証」をお渡しします。この受給者証は、サービス提供事業者との契約や、サービスを利用する際に必要ですので、大切に保管してください。

◆ サービスの利用契約と費用負担

受給者証に記載されたサービスを利用することができますので、障がい児通所サービス事業者とサービス利用契約を結んでください。サービスを利用したときには、サービス単価の1割分を障がい児通所サービス提供事業者にお支払いください。残りの9割分は障がい児通所サービス提供事業者が市役所に請求を行います。

※満3歳になって初めての4月1日から3年間、児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援のサービスについて、利用者負担が無償化の対象となっています。

補装具交付・貸与・修理

身体障がいのある方、難病患者等または戦傷病者の方に身体機能の障がいを補い、日常生活や社会生活の向上を図るための機器などを交付・貸与・修理します。

◆ 対象者

1. 身体障がい者手帳を有する方
2. 難病患者等
3. 戦傷病者手帳を有する方（第3款症以上）

◆ 利用者負担

1. 身体障がい者手帳を有する方
2. 難病患者等

原則としてかかる費用の1割を負担していただきます。

ただし、収入や課税状況によって、利用者負担に月額上限を設定しています。

対 象	負担上限額	世帯の範囲	
		者	児
生活保護世帯	0円	/	
市町村民税非課税世帯	0円	本人・ 配偶者	住 民 基 本 台 帳 上 の 世 帯
市町村民税課税世帯	37,200円		
一定所得以上（本人または世帯員のうち市町村民税所得割納税額が46万円以上の方がいらっしゃる方）	全額自己負担		

3. 戦傷病者手帳を有する方（第3款症以上） 0円

◆ 機器などの種類

義手、義足、装具、座位保持装置、視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障がい者用意思伝達装置、歩行補助つえなど



障がい者等日常生活用具給付、貸与

身体障がいのある方、知的障がいのある方または難病患者等が、支障なく日常生活を送ることができるように、生活用具を給付・貸与します。

◆ 対象者

1. 身体障がい者手帳を有する方
2. 療育手帳を有する方
3. 難病患者等

◆ 利用者負担

原則としてかかる費用の1割を負担していただきます。

ただし、収入や課税状況によって、利用者負担に月額上限を設定しています。

対 象	負 担 上 限 額	世 帯 の 範 囲	
		者	児
生活保護世帯	0円		
市町村民税非課税世帯	0円	本人・配偶者	住民基本台帳上の世帯
市町村民税課税世帯	37,200円		
一定所得以上（本人または世帯員のうち市町村民税所得割納税額が46万円以上の方がいらっしゃる方）	全額自己負担		

◆ 用具の種類

区分	種目	給付対象者
給付	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者又は関節リウマチ患者
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級（児童の場合は、2級以上）及び知的障がい者等として判定された障がいの程度が重度又は最重度であって、原則として3歳以上の方 (2) 寝たきりの状態にある難病患者又は関節リウマチ患者
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の障がい者等で、原則として学齡児以上の方 (2) 自力で排尿できない難病患者又は関節リウマチ患者
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者等で、原則として3歳以上の方（入浴に当たって家族等他人の介助を要する方に限る。）

区分	種目	給付対象者
給付	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者等で、原則として学齢児以上の方（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する方に限る。） (2) 寝たきりの状態にある難病患者又は関節リウマチ患者
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者等で、原則として３歳以上の方 (2) 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者又は関節リウマチ患者
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい２級以上の障害児で、原則として３歳以上の方
	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい児で、原則として学齢児以上の方 (2) 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者又は関節リウマチ患者
	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能の障がい者等で、入浴に介助を必要とする方で、原則として３歳以上の方 (2) 入浴に介助を要する難病患者又は関節リウマチ患者
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者等で、原則として学齢児以上の方 (2) 常時介護を要する難病患者又は関節リウマチ患者
	頭部保護帽	下肢・体幹・平衡機能・移動機能障がいで、歩行困難若しくは歩行が不安定な方又は知的障がい者等として判定された障がいの程度が重度又は最重度である方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方
	歩行補助つえ	下肢機能若しくは体幹機能又は平衡機能に障がいを有し、原則として３歳以上の方
	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障がい者等で、原則として３歳以上の方 (2) 下肢が不自由な難病患者又は関節リウマチ患者
	特殊便器	(1) 上肢障がい２級以上及び知的障がい者等として判定された障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難である原則として学齢児以上の方 (2) 上肢機能に障がいのある難病患者又は関節リウマチ患者
火災警報器	身体障がい等級２級以上及び知的障がい者等として判定された障がいの程度が重度又は最重度である方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	

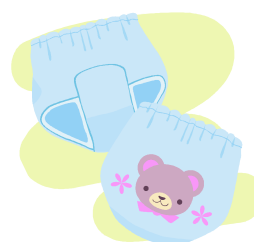
区分	種目	給付対象者
給付	自動消火器	(1) 身体障がい等級２級以上及び知的障がい者等として判定された障がいの程度が重度又は最重度である方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (2) 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者又は関節リウマチ患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	電磁調理器	視覚障がい２級以上の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び知的障がい者として判定された障がいの程度が重度又は最重度であって、１８歳以上の方
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい２級以上の障がい者等で、原則として学齢児以上の方
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい２級の障がい者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
	透析液加温器	腎臓機能障がい３級以上の障がい者等で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方
	ネブライザー	(1) 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の障がい者等で、原則として学齢児以上の方 (2) 呼吸器機能に障がいのある難病患者又は関節リウマチ患者
	電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の障がい者等で、必要と認められる方で、原則として学齢児以上の方 (2) 呼吸器機能に障がいのある難病患者又は関節リウマチ患者
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい２級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の障がい者等で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい２級以上の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能の障がい者等又は上肢、下肢若しくは体幹機能の障がい者等であって、発声・発語に著しい障がいを有する方で、原則として学齢児以上の方
	情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚機能の障がい者等で、原則として３歳以上の方

区分	種目	給付対象者
給付	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上の障がい者
	点字器	視覚障がい者等
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の障がい者等（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる方に限る。）
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の障がい者等で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい者用音声ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上の障がい者等で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の障がい者等で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障がい者等で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の障がい者
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者等又は発声・発語に著しい障がいを有する方（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方）で、原則として学齢児以上の方
	聴覚障がい者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障がい者等
	人工喉頭	音声機能障がい者等で喉頭を摘出した方
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者
	人工内耳用電池	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受けている方で、現に装着している聴覚障がい者
	人工内耳用充電電池	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受けている方で、現に装着している聴覚障がい者
	人工内耳用充電器	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受けている方で、現に装着している聴覚障がい者
	人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受けている方で、医療保険の適用となる体外装置を装着後5年を経過している方
ストーマ装具	膀胱又は直腸機能障がいの障がい者等で、ストーマを造設した方	

区分	種目	給付対象者
給付	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する方であって、障がい等級3級以上の方。ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の方 (2) 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者又は関節リウマチ患者
	紙オムツ等	原則として3歳以上で、次に該当する方 (1) ストーマ装具を装着できない方で、必要とする方 (2) 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある方で、必要とする方 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある方で、必要とする方 (4) 6歳以前に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障がい又はこれと同程度の障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な方で、必要とする方
	収尿器	下肢又は体幹機能障がいを有し、排尿障がいのある方
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	(1) 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がい者等で、在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸器を常時使用している方 (2) 人工呼吸器の装着が必要な難病患者又は関節リウマチ患者
貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

(注) 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。

2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。



心身障がい者福祉タクシー料金助成

障がい者手帳の交付を受けた方が、通院など外出に際して、指定されたタクシーを利用した場合に、その料金の一部を助成します。

◆ 対象者

- ・ 身体障がい者手帳 1 級～3 級の方
 - ・ 療育手帳 A、B 判定の方
 - ・ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級、2 級の方
- ※施設入所されている方、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方並びに高齢者等福祉タクシー料金助成を受けている方は利用できません。



◆ 助成額等

区 分		利用可 能枚数	助 成 額	
一般タクシー		1 回の乗車につき 2 枚まで	1 枚目 2 枚目	基本料金（障がい者割引分を控除した額） 及び迎車回送料金 基本料金（障がい者割引分を控除した額） 相当分以内
リフト付き タクシー等	車椅子	1 回の乗車につき 1 枚	1,500円	ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額
	ストレッチャー		2,000円	

- ◆ 交付枚数・・・年間48枚
- ◆ 手続きに用意していただくもの・・・障がい者手帳（身体・知的・精神）
- ◆ 注意事項
 - ・ 受給者が乗車していない場合は使用できません。
 - ・ 助成券は再発行できません。
 - ・ 利用できるタクシー会社は弥富市が指定する会社に限りです。

車椅子貸出

介護保険法に該当しない在宅の肢体不自由の方に対し、車椅子を貸し出します。

◆ 対象者

- ① 65歳未満で介護保険法に該当しない肢体不自由の方
(補装具としての車椅子の交付を受けていない方)
- ② 65歳以上で介護保険法の認定申請をしていない肢体不自由の方
- ③ 65歳以上で介護保険法に該当しない肢体不自由の方

◆ 貸出期間

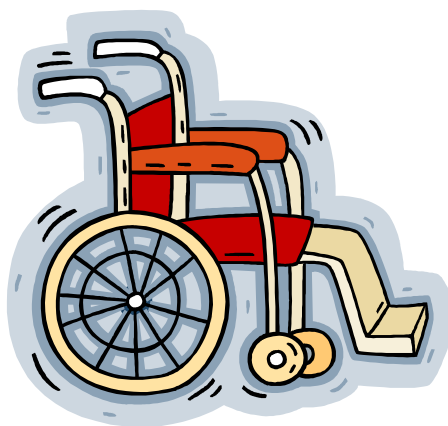
- ▽対象者①に該当する方は、3か月
(1回に限り3か月延長することができます。)
- ▽対象者②・③に該当する方は、1か月以内

◆ 利用者負担

無 料

◆ 利用制限

病院などに入院している方、施設に入所している方には貸し出しできません。



在宅重度身体障がい者訪問診査

身体障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対して、医師などを派遣して診査し、診断書を作成します。

◆ 対象者

身体的、地理的条件などにより受診の機会が少なく、歩行困難などのため受診することが困難な方

◆ 利用者負担

診断書料の実費を負担していただきます。



メモ

診断書の種類

▽身体障がい者手帳用診断書

▽特別障がい者手当用診断書など

心身障がい者扶助料

身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けた市内に住所を有する在宅の方に、手当を支給します。

◆ 対象者及び支給額

区 分	等 級	支給額（月額）
1 種障がい者	身体障がい者手帳 1 級または 2 級かつ療育手帳 A 判定の方	7,000 円
2 種障がい者	身体障がい者手帳 1 級、2 級の方	3,500 円
	療育手帳 A 判定の方	
	身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B 判定の方	
3 種障がい者	身体障がい者手帳 3 級、4 級の方	2,500 円
	療育手帳 B 判定の方	
4 種障がい者	身体障がい者手帳 5 級、6 級の方	1,500 円
	療育手帳 C 判定の方	

◆ 支給時期

年 2 回（3 月・9 月）

◆ 支給制限

施設に入所している方

精神障がい者給付金

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた市内に住所を有する在宅の方に、手当を支給します。

◆ 対象者及び支給額

等級	支給額（月額）
精神障がい者保健福祉手帳1級の方	3,500円
精神障がい者保健福祉手帳2級の方	2,500円
精神障がい者保健福祉手帳3級の方	1,500円

◆ 支給時期

年2回（3月・9月）

◆ 支給制限

施設に入所している方

在宅重度障がい者手当

(県制度)

愛知県内に住所を有する在宅の重度障がいの方に手当を支給します。

ただし、特別障がい者手当、障がい児福祉手当または経過的福祉手当の受給者及び施設入所者は除きます。

◆ 対象者及び支給額

区分	等級	支給額（月額）
1 種	身体障がい者手帳 1 級または 2 級かつ療育手帳 A 判定（IQ 35 以下）の方	15,500 円
2 種	身体障がい者手帳 1 級、2 級の方	6,750 円
	療育手帳 A 判定（IQ 35 以下）の方	
	身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B 判定（IQ 50 以下）の方	

◆ 支給時期

年 3 回（4 月・8 月・12 月）

◆ 支給制限

- ・ 特別障がい者手当などの国制度の手当を受給している方
- ・ 施設に入所している方（ただし、施設を退所された場合には、申請することができます。）
- ・ 一定の所得のある方
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降、65 歳以上で新たに手帳を取得した方（第 2 種手当該当の方のみ）
- ・ 医療機関に長期入院（3 か月以上）している方

◆ その他

受給には、年 1 回の所得現況届の提出が必要になります。

特別障がい者手当等

特別障がい者手当（国・県制度）

重度の障がい者を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方（施設入所者、長期入院者を除く。）に手当を支給します。

◆ 対象者

20歳以上で、次のいずれかの条件に該当される方

- ①身体障がい2級（一部を除く。）以上の障がいを重複して有する方
- ②身体障がい2級（一部を除く。）以上の障がいを有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障がいを有する方
- ③身体障がい2級（一部を除く。）以上の障がいを有する方または、IQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいを有する方で、他に身体障がい3級相当の障がいを2つ以上有する方
- ④身体障がい2級（一部を除く。）以上の障がいを有する方または、IQ20以下の方もしくはこれと同程度の障がい又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

◆ 支給額

【国制度分】

月額 28,840円

【県制度分】

手当の対象者のうち、次に該当する方は、国制度分に加算して支給されます。

区分	等級	支給額（月額）
A種	身体障がい1級または2級かつIQ35以下の方	6,850円
B種	身体障がい1級、2級の方	1,050円
	IQ35以下の方	

◆ 支給時期

年4回（2月・5月・8月・11月）

◆ 支給制限

- ・医療機関に長期入院（3か月以上）している方
- ・施設に入所している方（ただし、施設を退所された場合には、申請することができます。）
- ・一定の所得のある方

◆ その他

- ・上記の障がい程度は目安ですので、該当しない場合もあります。
- ・受給には、年1回の所得現況届の提出が必要となります。

障がい児福祉手当（国・県制度）

重度の障がいを有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の方（施設入所者を除く。）に手当を支給します。

◆ 対象者

20歳未満で、下記のいずれかの条件に該当される方

- ① 身体障がい1級（2級の一部を含む。）の障がいをする方
- ② IQ20以下の方
- ③ 上記と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方

◆ 支給額

【国制度分】

月額 15,690円

【県制度分】

手当の対象者のうち、次に該当する方は、国制度分に加算して支給されます。

区 分	等 級	支給額（月額）
A 種	身体障がい1級または2級 かつIQ35以下の方	6,900円
B 種	身体障がい1級、2級の方	1,150円
	IQ35以下の方	

◆ 支給時期

年4回（2月・5月・8月・11月）

◆ 支給制限

- ・施設に入所している方（ただし、施設を退所された場合には、申請することができます。）
- ・一定の所得のある方
- ・障がいを事由とした年金を受給されている方

◆ その他

- ・上記の障がい程度は目安ですので、該当しない場合もあります。
- ・受給には、年1回の所得現況届の提出が必要となります。

特別児童扶養手当

◆ 受給資格

身体または精神に中度・重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。ただし、児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合は除かれます。（養育者等の所得により、手当が受けられない場合があります。）

◆ 支給額

1級該当児童1人につき、月額 55,350円

2級該当児童1人につき、月額 36,860円

◆ 支給月

年3回（4月・8月・11月）

原子爆弾被爆者健康管理手当

- ◆ 対象者
被爆者健康手帳を所有し、市内に住所を有する方

- ◆ 支給額（月額）
3,000円

- ◆ 支給時期
年2回（3月・9月）

- ◆ 支給制限
施設に入所した場合

児童に関する各種手当

児童手当

中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。

ただし、所得上限限度額を超えている場合は支給されません。

● 支給額

(3歳未満)	月額	15,000円
(3歳以上小学校修了前の第1子、第2子)	月額	10,000円
(3歳以上小学校修了前の第3子以降)	月額	15,000円
(中学生)	月額	10,000円
(特例給付) ※所得制限限度額超	月額	5,000円

● 支給月

年3回(6月・10月・2月)

<令和6年10月分以降>

高校生年代(18歳到達後の年度末)までの児童
児童1人当たり(所得制限なし)

3歳未満	月額	15,000円
3歳以上高校生年代	月額	10,000円
第3子以降	月額	30,000円

支給月 6回(偶数月)

児童扶養手当

● 受給資格

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父、又は養育している方に支給されます。(※なお、所得制限あり)

1. 父、母が婚姻を解消した子ども
2. 父(母)が死亡した子ども
3. 父(母)が一定程度の障がいの状態にある子ども
4. 父(母)の生死が明らかでない子ども
5. 父(母)が裁判所からのDVによる保護命令を受けた子ども
6. その他(父(母)が1年以上遺棄している子ども、父(母)が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

ただし、養育者等が公的年金を受給している場合は、担当までご相談ください。

● 支給額

・児童1人の場合

全部支給	月額	45,500円
一部支給	月額	45,490円~10,740円

- ・ 児童 2 人以上の加算額

- 2 人目

- 全部支給 月額 10,750円

- 一部支給 月額 10,740円～ 5,380円

- 3 人目以降 1 人につき ※

- 全部支給 月額 6,450円

- 一部支給 月額 6,440円～ 3,230円

- ※ 令和 6 年 11 月分から児童 2 人目と同額

- 支給月

- 年 6 回（1 月・3 月・5 月・7 月・9 月・11 月）

- 一部支給停止措置

児童扶養手当は、次のいずれか早い方が経過した場合、手当額の 2 分の 1 が支給停止となる可能性があります。

- (1) 支給開始の月から 5 年

- (2) 離婚等の支給要件に該当した月から 7 年

- ※ただし、上記いずれも 3 歳未満のお子さんがある場合は、期間の計算を始めません。

次のいずれかの事由に該当する場合は、届出をすれば一部支給停止になりません。

- 1 就業している。

- 2 求職活動等の自立を図るための活動をしている。

- 3 身体上又は精神上的の障がいがある。

- 4 負傷又は疾病等により就業することが困難である。

- 5 監護している児童又は親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等にあり受給者本人が介護する必要があるため、就業することが困難である。

愛知県遺児手当

- 受給資格

- 児童扶養手当と同じです。

- 支給額

- (児童 1 人につき、1～3 年目まで) . . . 月額 4,350円

- (4～5 年目まで) 月額 2,175円

- (6 年目以降) 支給対象外

- 支給月

- 年 6 回（1 月・3 月・5 月・7 月・9 月・11 月）

弥富市遺児手当

愛知県遺児手当制度に弥富市単独分として、上乘せ制度となっています。

- 受給資格

愛知県遺児手当と同じです。なお、公的年金を受給している方は担当までご相談ください。

【児童課】

- 支給額
(児童1人につき、1～5年目まで)・・・月額 2,200円
(6年目以降)・・・・・・・・・・支給対象外
- 支給月
年6回(1月・3月・5月・7月・9月・11月)

ひとり親の方への各種支援

母子・父子家庭自立支援給付金

弥富市内にお住いの母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のための各講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、次の給付金を支給する制度です。

なお、給付金を受けるには所得制限があり、いずれも事前相談が必要です。※事前相談はできるだけ願書提出前をお願いします。（お手続き、審査等時間がかかるため）

① 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座を受講後に支給しています。

対象講座	①雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ②雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座* ③雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座* * 専門資格の取得を目的とする講座に限る。
支給額	【雇用保険非該当者】 対象講座の <u>受講料の6割相当額</u> (上限 20 万円。下限 1 万 2 千円。ただし、上記③を受講する場合の上限は、修業年数×40 万円(上限 160 万円)下限 1 万 2 千円。) 【雇用保険該当者】 上記金額から、雇用保険の教育訓練給付金の額を差し引いた額
事前相談	講座の受講開始前に、 <u>受講予定講座の指定</u> を受ける必要があります。

② 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために、カリキュラムが6か月以上の養成機関で修業する場合に支給しています。

対象資格	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等
支給期間	修業期間の全期間（上限 48 月） * 対象資格によっては、4 年制の修学であっても 4 年間の支給が認められない場合があります。
支給額	市民税 非課税世帯 月額 100,000 円 課税世帯 月額 70,500 円 なお、修学期間の最後の 12 ヶ月は、支給額が増額されます。 非課税世帯 月額 140,000 円 課税世帯 月額 110,500 円

なお、資格取得講座については指定を受けた講座に限ります。

【詳しくは担当課までお問い合わせください。】

③ 高等職業訓練修了支援給付金

養成機関の「修業開始日」及び「修了日」において一定の要件を満たす場合に、修業期間修了後支給します。

支給額	市民税 非課税世帯	50,000円
	課税世帯	25,000円

高等職業訓練促進資金の貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の方に対し、貸付を行います。

① 対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている母子家庭の母または父子家庭の父

② 貸付金の種類

貸付金の種類	貸付金額	申請期限
【入学準備金】 養成機関の入学時に必要となる経費	上限50万円	養成機関に入学した日から起算して11ヶ月を経過した日に属する月の末日
【就職準備金】 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職にあたって必要となる経費	上限20万円	養成機関を卒業した日又は資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して11ヶ月を経過した日に属する月の末日

* 保証人がいない場合は有利子

③ 返還免除

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、継続して5年間従事した場合に貸付金の返還を免除します。

《問い合わせ先》社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会

Tel.No. : 052-915-8862

(月～金曜日 午前9:00～午後5:00)

(祝日・年末年始は除く)

母子父子寡婦福祉資金の貸付

* 必ず事前相談が必要です。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行っています。

① 貸付の種類

事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金・就職支度資金・住宅資金・転宅資金・医療介護資金・生活資金・結婚資金・**修学資金**・**就学支度資金**・修業資金

② 貸付を受けることができる方 *配偶者(事実上婚姻関係のある者含む)のない方

母子家庭(20歳未満の児童を扶養)の母・父子家庭(20歳未満の児童を扶養)の父・寡婦家庭(かつて20歳未満の児童を扶養)

* 貸付申請から貸付決定(不承認含む)まで2～3ヶ月を要します。

障がい者医療費助成制度

★障がい者医療費助成制度とは

弥富市にお住まいで心身障がい者の方に医療費の助成をしています。

市役所で申請手続きをしていただきますと、障がい者医療費受給者証を交付します。

★医療費助成の内容

通院・入院に係る医療費（保険診療分）の自己負担額を助成しています。

※ 受給者が国民健康保険や社会保険など健康保険に加入している期間に限ります。

助成が受けられないもの

- ① 健康保険が適用されないもの（保険適用外の治療・特定初診料・室料差額・検診料・予防接種料・容器代など）
- ② 入院時食事療養費標準負担額

★資格要件・申請について

資格要件		申請に必要なもの
身体障がい者手帳	1級から3級の方	身体障がい者手帳
	4級で腎臓機能障がいの方	
	4級から6級で進行性筋萎縮症の方	
療育手帳A・B判定の方		療育手帳
自閉症状群と診断されている方		診断書（自閉症状群とわかるもの）

※申請には、全員の方について加入中の健康保険証の提示が必要です。

精神障がい者医療費助成制度

★精神障がい者医療費助成制度とは

弥富市にお住まいで次のいずれかに該当する方に医療費の助成をしています。

- ・ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方
- ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
- ・ 精神治療の為、精神科に入院されている方

市役所で申請手続きをしていただきますと、申請月の初日（初日において該当でない場合は申請日）から精神障がい者医療費受給者証を交付します。

★医療費助成の内容

受給資格要件により、医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。

※ 受給者が国民健康保険や社会保険など健康保険に加入している期間に限ります。

助成が受けられないもの

- ① 健康保険が適用されないもの（保険適用外の治療・特定初診料・室料差額・検診料・予防接種料・容器代など）
- ② 入院時食事療養費標準負担額

（○ 助成します × 助成しません）

受給資格要件	通院		入院	
	精神疾患	精神疾患 以外	精神疾患	精神疾患 以外
精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級 かつ 自立支援医療受給者証	○	○	○	○
精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級	×	×	○	○
自立支援医療受給者証 （精神障がい者保健福祉手帳 3 級もしくは無し）	○	×	×	×
精神科への入院	×	×	○	×

後期高齢者福祉医療費助成制度

★後期高齢者福祉医療費助成制度とは

弥富市にお住まいで後期高齢者医療の被保険者の方（75歳以上又は一定の障がいのある方は65歳以上）のうち以下の要件に該当する方の医療費の助成をしています。

市役所で申請手続きをしていただきますと、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付します。

★医療費助成の内容

通院・入院に係る医療費（保険診療分）の自己負担額を助成しています。

※ 受給者が後期高齢者医療制度に加入している期間に限ります。

助成が受けられないもの

- ① 健康保険が適用されないもの（保険適用外の治療・特定初診料・室料差額・検診料・予防接種料・容器代など）
- ② 入院時食事療養費標準負担額

★資格要件・申請について

資格要件		申請に必要なもの
手帳 身体障がい者	1級から3級の方 4級で腎臓機能障がいの方 4級から6級で進行性筋萎縮症の方	身体障がい者手帳
療育手帳	A・B判定の方	療育手帳
	自閉症状群と診断されている方	診断書（自閉症状群とわかるもの）
	精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方	精神障がい者保健福祉手帳
	自立支援医療受給者証（精神通院）の方	自立支援医療受給者証（精神通院）
	精神病床に入院している方	診断書
	ひとり暮らしの方（身寄りがなく収入の少ない方）	申請に必要な書類はお問合せください。
	母子・父子家庭医療に該当の方（所得制限あり）	
	戦傷病者手帳をお持ちの方（所得制限あり）	
	寝たきり、認知症の方 （要介護4・5の方で生活介護を継続して3ヶ月以上受けている方で主たる生計維持者が市民税非課税）	
	結核病者（命令入所患者）の方・ 精神措置入院の方	

※申請には、全員の方について後期高齢者医療被保険者証の提示が必要です。

成年後見制度について

成年後見制度とは？

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護して支える制度です。

判断能力の不十分な方の権利を守り、契約行為や財産管理などをご本人に代わって支援する役割や、本人の意向をできる限り汲み取り、地域の中で本人らしい生活をおくれるように支援する役割を持つ人を家庭裁判所が選びます。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。



法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力の程度によって、後見、保佐、補助の3つの類型に分かれます。

類型ごとの支援内容

類型	後見	保佐	補助
判断能力	欠けているのが通常の状態	著しく不十分	不十分
同意または取り消すことができる行為 ※1	原則としてすべての法律行為	・ 借金・相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為 ・ 申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為 ※2
代理できる行為	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※1 日常生活に関する行為(日用品の購入など)については取り消すことができません。

※2 民法第13条第1項記載の行為の一部に限られる。

任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

障がい者基幹相談支援について

障がい者基幹相談支援とは？

障がいを持った方、またそのご家族のための総合相談窓口として、社会に溶け込み自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行います。

障がい者基幹相談支援の役割

地域における障がい者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関です。相談支援事業所や地域包括支援センター、さらには地域の病院や学校などの各施設と連携をとりながら、その地域に住む障がい者の方々のサポートを行います。

障がい者基幹相談支援センターの業務

「相談支援の実施」や「支援体制の強化」が主な業務となります。具体的な業務は以下の4つになります。

① 総合的・専門的な相談の実施

障がい者の生活全般における相談支援を行います。
さらに、さまざまなニーズに応じて専門的な相談支援を実施します。

② 地域の相談支援体制強化の取組み

地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行います。

③ 地域移行・地域定着促進の取組み

施設や病院などの関係機関と連携し、障がい者の生活準備を整える支援を行います。

④ 権利擁護・虐待の防止

虐待や権利擁護に関する相談窓口として、虐待防止センターとの連携を図ります。
また、家庭や施設で虐待を受けている障がい者の相談支援、ご本人の代わりに各種契約などのサポートを行います。

海部南部権利擁護センターの特徴・役割、概要

特徴・役割

- ・ 弥富市・蟹江町・飛島村の3市町村が共同して設置するセンターです。
- ・ 住民の身近な相談窓口である市町村役場、地域包括支援センター、障がい者相談事業所等と連携して、成年後見制度の利用相談、申立て手続の支援等を行います。
- ・ 成年後見制度の利用を促進するために、広く住民を対象として成年後見制度についての普及・啓発活動に取り組みます。
- ・ 成年後見制度に関わる専門家、職能団体、関係機関の連携を促進する取組を行います。
- ・ 経済的な理由等で成年後見制度の利用が困難な方を対象として、センターが法人として後見人等の業務を受任します。
- ・ 障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的な相談窓口として、情報提供や必要な支援につなげます。
- ・ 海部南部自立支援協議会をはじめ、弥富市・蟹江町・飛島村の障がいにかかわる各会議に参加します。必要に応じて個別ケースの相談会議に参加します。
- ・ 虐待防止や差別解消に関する研修会や勉強会を開催します。また、弥富市、蟹江町、飛島村の障がい虐待防止センターと連携します。

概要

- ・ 所在地 弥富市神戸三丁目25番地 弥富市役所十四山支所内
(電話番号：0567-69-8181)
- ・ 人員 センター長1名、相談員5名
- ・ 開所日 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く)
- ・ 開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 利用対象者 弥富市・蟹江町・飛島村に居住する住民若しくはその関係者

相談窓口

- ・ 相談員による相談
電話や窓口での相談 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00から17:00まで
- ・ 巡回相談(要予約) 場所：弥富市役所1階相談室
日時：毎月第3水曜日 13:00から16:30まで
※1日3組(1組50分)
- ・ 弁護士相談(要予約) 場所：海部南部権利擁護センター
日時：毎月第3木曜日 13:00から16:00まで
※1日3組(1組50分)



関係機関電話番号一覧表

関係機関名	電話番号(市外局番0567)	備考
弥富市役所	(65) 1111	
福祉課 社会福祉グループ	内線 164・165	
障害福祉グループ	内線 162・163	
保護グループ	内線 166・167	
介護高齢課 介護保険グループ	内線 172・173	
高齢福祉グループ	内線 174・175	
地域包括ケアグループ	内線 174・175	
児童課 児童家庭グループ	内線 152・153・155	
保育グループ	内線 156・157	
児童育成グループ	内線 154	
保険年金課 福祉医療グループ	内線 126・127	
弥富市ファミリー・サポートセンター	(58) 3352	市役所内
弥富市ささえあいセンター	(43) 4165	弥富市総合福祉センター内
弥富市総合福祉センター	(65) 8103	FAX (65) 8002
十四山総合福祉センター	(52) 3800	
弥富いこいの里	(69) 1600	
弥富市社会福祉協議会	(65) 8105	弥富市総合福祉センター内
チャレンジハウス弥富	(65) 8008	弥富市総合福祉センター内
地域活動支援センター十四山	(52) 3425	十四山総合福祉センター内
弥富市シルバー人材センター	(65) 5515	弥富市総合福祉センター内
弥富市地域包括支援センター	(65) 5521	海南病院内
弥富市地域包括支援センター北相談窓口	(65) 8001	弥富市総合福祉センター内
海部南部権利擁護センター	(69) 8181	十四山支所内
海部南部消防組合	(52) 0119	FAX (52) 3114
〃 北分署	(65) 0119	
愛知県海部福祉相談センター 地域福祉課	(24) 2134	FAX (24) 2229
愛知県中央児童・障害者相談センター	052 (961) 7253	FAX 052(950) 2355
愛知県海部児童・障害者相談センター	(25) 8118	FAX (24) 2229
愛知県津島保健所	(26) 4137	FAX (28) 6891
愛厚弥富の里	(68) 4322	FAX (68) 3996
愛知県警察蟹江警察署		
〃 弥富幹部交番		
〃 子宝駐在所	(95) 0110	蟹江警察署
〃 弥富北交番		